

別紙6

「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」（平成4年12月21日付衛水第270号）

改正後（新）	改正前（旧）
<p>(前略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 水質監視に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水質監視に係る計画の策定については、以下の事項に配慮すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 水質監視は、水質管理目標設定項目（残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く。）について実施するほか、以下に掲げる項目を参考に地域の実情に応じて必要となる項目についても、適宜実施すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (削除)</p> <p>エ (削除)</p> <p>なお、水質監視の実施と合わせて、水道原水の全項目検査を実施するよう留意されたいこと。</p> <p>4 その他の事項</p> <p><u>平成15年10月10日付健発第1010004号厚生労働省健康局長通知別添1</u></p>	<p>(前略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 水質監視に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 水質監視に係る計画の策定については、以下の事項に配慮すること。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 水質監視は、水質管理目標設定項目（残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く。）について実施するほか、以下に掲げる項目を参考に地域の実情に応じて必要となる項目についても、適宜実施すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>平成15年10月10日付健発第1010004号厚生労働省健康局長通知別添2（以下「対象農薬リスト」）に掲載されていない農薬類のうち、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める別表第5に示す要検討農薬類</u></p> <p>エ <u>対象農薬リストに掲載されていない農薬類のうち、測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低い別表第6に示すその他農薬類</u></p> <p>なお、水質監視の実施と合わせて、水道原水の全項目検査を実施するよう留意されたいこと。</p> <p>4 その他の事項</p>

(水質管理目標設定項目)に掲げる農薬類の選定にあたっては、同通知別添2に掲げる農薬類のほか、積極的に安全性評価及び検出状況に係る知見の収集に努める要検討農薬類(別表第5)及び測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低いその他農薬類(別表第6)をリストアップしたので、参考とされたいこと。

また、水質検査に係る計画には、次に掲げる事項について記載すること。

(1)～(4) (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4

番号	項目	目標値 (mg/L)
1	銀及びその化合物	—
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	—
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5～48	(中略)	(中略)

別表第5 (略)

別表第6

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1～51	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
52	トリフルミゾール	殺菌剤	<u>0.04</u>	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
53～64	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
65	フェンバレレート	殺虫剤	<u>0.04</u>	—
66～84	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)

次に掲げる事項について記載すること。

(1)～(4) (略)

別表第1～別表第3 (略)

別表第4

番号	項目	目標値 (mg/L)
	銀	—
2	バリウム	0.7
3	ビスマス	—
4	モリブデン	0.07
5～48	(中略)	(中略)

別表第5 (略)

別表第6

番号	農薬名	用途	目標値 (mg/L)	検査方法
1～51	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
52	トリフルミゾール	殺菌剤	—	固相抽出—GC—MS法、LC—MS法
53～64	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)
65	フェンバレレート	殺虫剤	<u>0.05</u>	—
66～84	(中略)	(中略)	(中略)	(中略)